

京都市告示第 550号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年12月15日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
岩倉202号線	左京区岩倉花園町524番地の1地先から 同町37番地の6地先まで	メートル 166.50	メートル 6.00 ~ 9.00
岩倉203号線	左京区岩倉花園町39番地地先から 同町37番地の4地先まで	177.00	6.00 ~ 9.80
岩倉204号線	左京区岩倉花園町549番地の7地先から 同町549番地の5地先まで	34.80	6.00 ~ 12.00
山科大宅緯77号線	山科区大宅五反畠町15番地の22地先から 同町15番地の5地先まで	69.30	6.01 ~ 12.04
羽東師経175号線	伏見区羽東師菱川町545番地の7地先から 同町545番地の8地先まで	25.80	6.01 ~ 12.01
羽東師緯152号線	伏見区羽東師菱川町890番地地先から 同町545番地の6地先まで	243.00	6.00 ~ 12.04
上賀茂経127の1号線	北区上賀茂東後藤町31番地の1地先から 同町20番地の16地先まで	35.37	5.09 ~ 5.32
壬生経24の1号線	中京区壬生御所ノ内町7番地の6地先から 同町21番地の59地先まで	137.20	1.25 ~ 5.65

(建設局土木管理部道路明示課)